

平成20年(行ツ)第206号

平成20年(行ヒ)第234号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年(行コ)第191号、第240号損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が平成20年3月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年4月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

甲斐中辰夫

裁判官

涌井紀夫

裁判官

宮川光治

裁判官

櫻井龍子

裁判官

金築誠志

当事者目録

東京都千代田区丸の内1-5-1

上告人兼申立人

JFEエンジニアリング株式

会社

同代表者代表取締役

岸 本 純 幸

同訴訟代理人弁護士

内 藤 潤

佐 川 聰 洋

墳 崎 隆 之

厚 谷 裕 児

谷 本 誠 司

被上告人兼相手方(7名省略)

被上告人兼相手方 大 川 隆 司

上記被上告人兼相手方ら(大川隆司を除く)訴訟
代理人弁護士

大 川 隆 司

上記被上告人兼相手方ら訴訟代理人弁護士

木 村 和 夫

篠 原 義 仁

渡 辺 登 代 美

森 田 明 子

小 沢 弘 子

横浜市中区港町1-1

上記8名補助参加人

横 浜 市

同 代 表 者 市 長

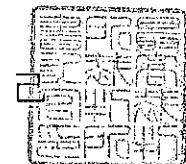
中 田 宏

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 2 1 年 4 月 2 3 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 今 福 正



平成20年(行ツ)第207号

平成20年(行ヒ)第235号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年(行コ)第191号、第240号損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が平成20年3月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年4月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

甲斐中辰夫

裁判官

涌井紀夫

裁判官

宮川光治

裁判官

櫻井龍子

裁判官

金築誠志

当事者目録

東京都港区港南2-16-5

上告人兼申立人 三菱重工業株式会社

同代表者代表取締役 佃 和 夫

同訴訟代理人弁護士 藤 井 正 夫

島 田 邦 雄

田 子 真 也

篠 島 裕 斗 志

坂 本 倫 子

被上告人兼相手方（7名省略）

被上告人兼相手方 大 川 隆 司

上記被上告人兼相手方ら（大川隆司を除く）訴訟

代理人弁護士

大 川 隆 司

上記被上告人兼相手方ら訴訟代理人弁護士

木 村 和 夫

篠 原 義 仁

渡 辺 登 代 美

森 田 明

小 沢 弘 子

横浜市中区港町1-1

上記8名補助参加人 横 浜 市

同 代 表 者 市 長 中 田 宏

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 2 1 年 4 月 2 3 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 今 福 正

